

(4) 府内感染期

状態
<ul style="list-style-type: none"> ○府内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態をいいます。 ○感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含みます。
対策の目的
<ul style="list-style-type: none"> ○医療体制を維持します。 ○健康被害を最小限に抑えます。 ○市民生活・市民経済への影響を最小限に抑えます。
対策の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ○感染拡大をとどめることは困難であり、対策の主眼を早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替えます。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止策は実施します。 ○状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行います。 ○流行のピーク時の入院患者や重症者数をなるべく抑えて医療体制への負荷を軽減します。 ○医療体制の維持に全力を尽くして、健康被害を最小限にとどめます。 ○欠勤者の拡大が予測されますが、市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えるため、必要なライフライン等の事業活動を継続します。また、その他の社会活動をできる限り継続します。 ○医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるように準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施します。 ○状況の進展に応じて、必要性が低下した対策を縮小もしくは中止します。

実施体制

①発生段階の変更	
○国の公示（国内感染期に入った旨や国内感染期対処方針等）及び国と協議して大阪府が公表した発生段階の変更及び今後の対策等に基づき、本市対策本部会議を開催し、有識者等の意見を踏まえ、今後の対策等について決定・公表します。	危機管理室 健康福祉部保健所

大阪府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置（大阪府行動計画より）

大阪府域において、緊急事態宣言が発出されている場合は、上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策について協力または実施します。

①市町村対策本部の設置	対応部局
○市町村は、緊急事態宣言が発出された場合、速やかに市町村対策本部を設置します。	危機管理室 健康福祉部保健所
②他の地方公共団体による代行、応援等	対応部局
○大阪府及び市町村は、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置 ³³ を行うことができなくなった場合においては、特措法に基づく他の地方公共団体による代行、応援、職員の派遣等の措置の活用を行います。	危機管理室 総務部 健康福祉部保健所

サーベイランス・情報収集

①情報収集	
○引き続き、国内外の新型インフルエンザ等に関する情報を収集します。	健康福祉部保健所

³³ 用語解説 P.83

②サーベイランス	
<p>○全数把握</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内での報告数が数百例に達し、府内においても感染ルートが疫学的に解明できない事例が確認された段階になれば、大阪府は、患者の全数把握の継続について検討し、大阪府の判断により中止もしくは継続を決定します。 中止の時期は、府内の患者数や感染ルートの把握状況等の感染状況、症例の特徴、入院患者数や重症化の特徴等を踏まえ、大阪府が判断します。 <p>○その他のサーベイランス</p> <ul style="list-style-type: none"> 患者発生サーベイランス（定点サーベイランス）、入院サーベイランス、感染症流行予測調査、鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスのサーベイランスは継続し、ウイルスサーベイランス、学校サーベイランスは通常の体制に戻します。 国から提供されたりアルタイムの国内の発生状況をもとに、国や大阪府と連携し、必要な対策を実施します。 	<p>健康福祉部保健所 教育委員会 こども未来部 環境部 農業委員会</p>

情報提供・情報共有

①情報提供	
<p>○引き続き、利用可能なあらゆる媒体・関係機関を活用し、海外や国内を含む市内外での発生状況と具体的な対策等の決定プロセスや対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限り速やかに市民に情報提供します。</p> <p>○特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、下記について周知します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること 個人レベルでの感染予防策や感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等） <p>○学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供します。</p>	<p>政策企画部 総務部 危機管理室 健康福祉部保健所 教育委員会 こども未来部 その他全部局</p>

<p>○引き続き、市民からコールセンター等に寄せられる問い合わせ内容や関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握します。</p> <p>○市民の不安等を解消するために、必要に応じて情報提供を行うとともに、その後の情報提供に反映します。</p>	<p>危機管理室 健康福祉部保健所 政策企画部 その他全部局</p>
<p>○患者発生情報等について、感染防止及び個人情報保護の双方の観点から、あらかじめ決定した基準により報道機関等に定期的に公表します。</p>	<p>健康福祉部保健所 危機管理室 政策企画部</p>
<p>②情報共有</p>	
<p>○対策本部等は、国や大阪府、関係機関とのリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、情報を各部局で共有します。</p>	<p>危機管理室 政策企画部 健康福祉部保健所 その他全部局</p>
<p>③コールセンターの継続</p>	
<p>○コールセンターの運営を継続し、市民等への情報提供に役立てます。</p>	<p>市民協働部 資産活用部 健康福祉部保健所 危機管理室 政策企画部</p>

予防・まん延防止

<p>①感染拡大防止策</p>	
<p>業界団体等を経由し又は直接、市民や事業者等に対して次の要請を行います。</p> <p>○市民をはじめ、福祉施設や事業所等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける・室内湿度の調整・時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨します。</p> <p>○事業者に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診勧奨を要請するとともに、職場における感染予防策の徹底を要請します。</p>	<p>危機管理室 健康福祉部保健所 市民協働部 健康福祉部 その他関係部局</p>

○公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講じるよう要請します。	危機管理室
○国や大阪府と連携し、病院や高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化し、または要請します。	市立豊中病院 健康福祉部 その他関係部局
○国や大阪府と連携し、医療機関に対し、府内感染期となった場合は、患者の治療を優先することから、患者との濃厚接触者（同居者を除く。）への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請するとともに、患者の同居者に対する予防投与については、国が効果を評価し、継続の有無を決定するのを待って判断します。 ○患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）は中止します。	健康福祉部保健所
②予防接種	
○予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進めます。	健康福祉部保健所

大阪府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置（大阪府行動計画より）

大阪府域において、緊急事態宣言が発出され、かつ、患者数の拡大に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況においては、上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置について協力または実施します。

①外出制限	対応部局
○大阪府は、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請します。	危機管理室 健康福祉部保健所 その他関係部局

②施設の使用制限	対応部局
<p>○大阪府は、特措法第45条第2項に基づき、学校や保育所等に対し、期間を定めて施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行います。</p> <p>○大阪府は、上記の要請に応じない場合、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、府民の生命・健康の保護、府民生活・府民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行います。</p> <p>○大阪府は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表します。</p>	<p>危機管理室 健康福祉部保健所 こども未来部 教育委員会 健康福祉部 その他関係部局</p>
③施設の使用制限（②以外の場合）	対応部局
<p>○大阪府は、特措法第24条第9項に基づき、学校や保育所等以外の施設について、職場を含め、感染対策の徹底の要請を行います。</p> <p>○大阪府は、上記の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行います。</p> <p>○大阪府は、特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、府民の生命・健康の保護、府民生活・府民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行います。</p> <p>○大阪府は、特措法第45条に基づき、要請等を行った際には、その施設名を公表します。</p>	<p>危機管理室 健康福祉部保健所 その他関係部局</p>
④予防接種	対応部局
○市町村は、特措法第46条に基づく住民接種を進めます。	健康福祉部保健所

医療

①患者への対応等	
<ul style="list-style-type: none"> ○帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、あらかじめ新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として、一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行うよう周知します。 ○入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知します。 ○医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により、新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて、国が示す対応方針を周知します。 ○医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるよう調整します。 	健康福祉部保健所
②医療機関等への情報提供	
<ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、国や大阪府から提供される新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供します。 	健康福祉部保健所
③在宅で療養する患者への支援	
<ul style="list-style-type: none"> ○国や府と連携し、関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行います。 	健康福祉部

④医療機関・薬局における警戒活動	
○引き続き、医療機関や薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じて警察の警戒活動等に協力します。	危機管理室

大阪府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置（大阪府行動計画より）

大阪府域において、緊急事態宣言が発出されている場合は、上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策について協力または実施します。

①医療	対応部局
○医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定地方公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講じます。	健康福祉部保健所
○大阪府は、国や市町村と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、臨時の医療施設を設置し、医療を提供します。 臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖します。	

市民生活及び市民経済の安定の確保

①事業者の対応	
○事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防策を講じるよう要請します。	健康福祉部保健所 市民協働部 その他関係部局
②市民・事業者への呼びかけ	
○市民に対し、食料品や生活必需品等の購入にあたり、消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品や生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占めや売惜しみが生じないよう要請します。	市民協働部 その他関係部局

③ごみ収集・処理	
○一般廃棄物の収集・運搬・処理体制の維持を図ります。	環境部 クリーンランド
④安定した上下水道の供給	
○上下水道施設の機能維持を図ります。	上下水道局

* 電気やガスのライフラインは、指定（地方）公共機関がそれぞれ業務計画を作成し、新型インフルエンザ等対策を実施します。

大阪府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置（大阪府行動計画より）

大阪府域において、緊急事態宣言が発出されている場合は、上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策について協力または実施します。

①業務の継続等	対応部局
○指定地方公共機関及び特定接種の実施状況に応じ、登録事業者は、事業の継続を行います。	危機管理室 健康福祉部保健所 その他関係部局
○大阪府と市町村は、国が行う各登録事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員の罹患状況確認等に協力します。	
②ガス並びに水の安定供給	対応部局
○ガス事業者である指定地方公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、ガスの供給に支障を来さないよう必要な措置等、緊急事態においてガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。	危機管理室
○水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である市町村や水道企業団は、それぞれの行動計画又は業務計画等で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等及び、緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。	上下水道局

③運送の確保	対応部局
○運送事業者である指定地方公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、施設の状況確認、感染拡大防止の実施等、緊急事態において貨物を適切に運送するために必要な措置を講じます。	危機管理室
④サービス水準に係る府民への呼びかけ	対応部局
○大阪府は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、府民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかけます。	市民協働部 その他関係部局
⑤緊急物資の運送等	対応部局
<p>○大阪府は、緊急の必要がある場合には、指定地方公共機関である運送事業者に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請します。</p> <p>○大阪府は、緊急の必要がある場合には、指定地方公共機関である医薬品等販売業者に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請します。</p> <p>○正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、大阪府は、必要に応じ、指定地方公共機関に対して輸送又は配送を指示します。</p>	危機管理室 健康福祉部保健所
⑥物資の売渡しの要請等	対応部局
<p>○大阪府は、対策の実施に必要な物資の確保にあたっては、原則として、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しを要請し、同意を得ることを基本とします。</p> <p>○大阪府は、緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県により収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用します。</p>	危機管理室 健康福祉部保健所

○大阪府は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じます。	危機管理室 健康福祉部保健所
⑦生活関連物資等の価格の安定等	対応部局
<p>○大阪府と市町村は、府民生活及び府民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視します。また、必要に応じ、小売業等関係事業者団体等に対して、供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。</p> <p>○大阪府と市町村は、生活関連物資等の需給、価格動向や実施した措置の内容について、府民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、府民からの相談・情報収集窓口の充実を図ります。</p> <p>○大阪府と市町村は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、それぞれその行動計画等で定めるところにより、適切な措置を講じます。</p>	市民協働部
⑧要援護者への生活支援	対応部局
○大阪府は市町村に対し、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行うよう要請します。	健康福祉部
⑨犯罪の予防・取締り	対応部局
○大阪府警は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底します。	危機管理室
⑩埋葬・火葬の特例等	対応部局
○市町村は、火葬場の管理者に対し、可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請します。	健康福祉部

<p>○市町村は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保します。</p> <p>○大阪府は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施します。</p> <p>○大阪府は、遺体の検案等の実施について必要な措置を講じます。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>⑪新型インフルエンザに関する中小企業向けの融資</p>	<p>対応部局</p>
<p>○大阪府は、新型インフルエンザの影響により売り上げが減少するなど、中小企業の経営に支障が生じた場合（国における業種指定が必要）、中小企業の資金繰り円滑化に資する融資を実施するなど、適切な措置を講ずるよう努めます。</p> <p>（参考：政府系金融機関における措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府関係金融機関等は、あらかじめ業務継続体制の整備等に努め、償還期限又は据置期間の延長、旧債の借換え、必要がある場合における利率の低減その他実情に応じ、適切な措置を講ずるよう努めます。 ・日本政策金融公庫等は、影響を受ける中小企業及び農林漁業者等の経営の維持安定を支援するため、特別な融資を実施するなど実情に応じ、適切な措置を講ずるよう努めます。 ・日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法第11条第2項の主務大臣による認定が行われたときは、同項で定める指定金融機関が、当該緊急事態による被害に対処するために必要な資金の貸付け、手形の割引等の危機対応業務を迅速かつ円滑に実施できるよう、危機対応円滑化業務を実施します。 	<p>市民協働部</p>